



■用語の説明

原需要場所



○「原需要場所」とは、EV急速充電器等を設置する場所に対する、現在の需要場所のことを指します。

特例区域等と非特例区域等



○「特例区域等」とは、EV急速充電器等を設置する区域または部分のことを指します。  
 ○「非特例区域等」とは、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分のことを指します。

■確認書における入力箇所イメージ

●特例区域等に関する情報は、申込書上段の「1.特例区域等」へ入力をお願いします。

●原需要場所に関する情報は、申込書下段の「6.原需要場所の情報」へ入力をお願いします。

■ケースごとのイメージ

■ケース①；既に原需要場所にパーキング等の契約がある場合

■ケース②；既に原需要場所に集合住宅等の契約がある場合

■ケース③；既に原需要場所に高圧供給の契約がある場合

●集合住宅等の場合は、各部屋ではなく「共用」が原需要場所となります。